



回答書

2024年9月3日

公益社団法人 日本てんかん協会
会長 梅本 里美 様

弊社は貴会からいただいた2024年8月23日付「要望書」について、以下の通り回答いたします。

【回答内容】

「みんなが知りたい意識障害がわかる本」16章の「てんかんを起こしたら車の運転はできないの？」の該当箇所について、本書を監修された一般社団法人日本意識障害学会が誤解を招き得る表現があったということで、本書の重版時に下記の通り、変更いたします。

●現在の修正前の記載（120頁）

ところで、てんかんのある人は車の運転はできないのでしょうか？ 答えは、原則としてできません。道路交通法では、てんかんにかかっている者には運転免許を交付しないこと、となっています。しかし、適切な治療を受けることにより、運転操作が安全にできる場合には、自動車の運転は可能です（図1）。

●修正後の記載（120頁）

てんかんのある人は、適切な治療を受けることにより、運転操作が安全にできる場合には、自動車の運転は可能です（図1）。

なお、重版までの期間については、一般社団法人日本意識障害学会のホームページ上で案内するとともに、弊社ホームページ上でもお知らせいたしますことで対応いたします。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

〒951-8122
新潟市中央区旭町通 1-754-39

株式会社西村書店
代表取締役 西村正徳